

# 定 款

特定非営利活動法人乙訓もも

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人乙訓ももという。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を京都府長岡京市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、ひきこもりや不登校、生活困窮、障害、子育てなど、さまざまな困難を抱える人々に対して、相談支援、生活支援、就労支援、子育て支援等を行い、地域社会における包括的な支援体制の構築と、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和活動の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① ひきこもり・不登校の青少年とその家族への包括的支援事業
    1. 相談支援、訪問支援、教育支援
    2. 就労支援、居場所づくり、家族支援
    3. 心理支援、生活支援、医療・福祉機関との連携支援
    4. 社会参加促進、ピアサポート、地域交流活動
  - ② 生活困窮者への包括的支援事業
    1. 相談支援、生活支援、居住支援、自立支援
    2. 就労支援、家計改善支援

3. 関係機関との連携支援、地域とのつながり支援
4. 緊急支援、食料・衣類提供、孤立防止支援
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ④ 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業
- ⑤ 学童保育に関する事業
- ⑥ 託児サービス、子育て相談、教育支援等の子育て支援事業
- ⑦ その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
  - ① カフェ・飲食店の企画・運営・管理
  - ② 農産物の生産・加工・販売
  - ③ 食品・クラフト製品の生産・加工・販売
  - ④ イベント・セミナー等の企画・運営
  - ⑤ 障害福祉に関する経営コンサルティング事業
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種 別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同し、本法人の実施する活動を推進するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

#### (入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3. 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

---

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
2. 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上6人以内
- (2) 監事1人以上2人以内
2. 理事のうち1人を理事長とする。必要に応じて副理事長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含ま

れ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることができない。
5. 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職 務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、本法人の業務について、本法人を代表しない。
3. 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会 議

(種 別)

第20条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 資産の管理の方法
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) 会員の除名
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集したとき。

#### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項又は報告事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項又は報告事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果(審議事項があったとき。)
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
  3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成を行った者の氏名

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第5項第5号の規定に基づいて招集の請求をしたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記

すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

## 第6章 資 産

### (資産の構成)

第38条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) 入会金及び会費

(6) その他の収益

### (資産の区分)

第39条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 会 計

### (会計の原則)

第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計の区分)

第42条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第50条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。
  3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2. 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
3. 理事は職員を兼職することができる。

(職員の任免)

第55条 職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第11章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2. 本法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 島田 敏充

理 事 三田 正

理 事 多賀 章晴

理 事 宇野 明香

理 事 石崎 信也

理 事 安藤 実紀子

監 事 島田 実生

3. 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人の成立の日から2027年2月末日までとする。

4. 本法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本法人の成立の日から2026年12月末日までとする。

5. 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

|      |    |     |     |     |     |
|------|----|-----|-----|-----|-----|
| 正会員  | 個人 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |
|      | 団体 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |
| 賛助会員 | 個人 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |
|      | 団体 | 入会金 | 0 円 | 年会費 | 0 円 |

# 役員名簿

特定非営利活動法人乙訓もも

| 役職名 | 氏 名               | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 |
|-----|-------------------|-------------|-------|
| 理事長 | シマダ トミツ<br>島田 敏充  |             | 無     |
| 理 事 | ミタ タダシ<br>三田 正    |             | 無     |
| 理 事 | タガ アキハル<br>多賀 章晴  |             | 無     |
| 理 事 | ウノ サカ<br>宇野 明香    |             | 無     |
| 理 事 | イサキ シンヤ<br>石崎 信也  |             | 無     |
| 理 事 | アンドウ ミコ<br>安藤 実紀子 |             | 無     |
| 監 事 | シマダ ミオ<br>島田 実生   |             | 無     |

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

現代社会において、ひきこもり、不登校、生活困窮、障害、子育てなど、多様な困難を抱える人々が制度の狭間で孤立し、必要な支援につながりにくい状況が続いています。特に、社会的な理解や支援が不足しているひきこもり状態の方やその家族に対しては、継続的かつ丁寧な関わりが求められます。私たちはこれら多様な困難を抱える人々への公平な生活支援、自立支援、教育支援等を提供することを目的とし、継続的な福祉事業として事業運営を行うために「特定非営利活動法人乙訓もも」を設立します。

### 2 申請に至るまでの経過

乙訓ももは、2012年4月1日に開所して以来、制度の狭間で生きづらさを抱え、サービスや支援の手が届きにくい方々へのサポートに取り組んでまいりました。長岡京市や京都府からの委託を受け、就労準備支援事業を継続的に行い、2019年からは京都府「ひきこもり相談・訪問支援チーム絆 地域推進事業」として、乙訓地域にお住まいのひきこもり状態にある当事者やそのご家族に対して、相談支援および訪問支援を提供してまいりました。そして2022年、国からの方針として、ひきこもり相談窓口を都道府県から市町村へ移行することが示され、さらに2025年1月には厚生労働省より、ひきこもり支援に関する新たな指針がすべての自治体へ通達されました。このような社会的動向を受け、私たちは不登校やひきこもり状態にある方々へのより充実した支援を目指し、これまで蓄積してきたノウハウを活かすとともに、障害福祉サービスである「就労継続支援B型事業」をあわせて展開することで、「入口（相談）」から「出口（就労）」までを一貫して支援できる体制の構築を目指しています。また、株式会社サラスグループが展開する既存事業（放課後等デイサービス、就労継続支援B型事業、訪問看護ステーション、学習塾、託児所など）と連携し、未就学児・学齢期の子どもから、いわゆる「8050問題」に該当する大人の当事者まで、福祉を中心に医療・教育を含む包括的な支援ネットワークを構築することにより、地域住民の生活の質の向上に寄与できると確信しています。こうした目標を達成するためには、任意団体としての活動では限界があり、専門家による信頼性の高い組織体制が不可欠です。幅広い活動を持続的かつ効果的に展開していくため、私たちは法人格の取得が必要であると判断しました。このたび、趣旨に賛同する有志10名が集い、設立発起人の意見に賛同の上、それぞれの意思確認を経て、特定非営利活動法人の設立を申請するに至りました。

令和 07 年 10 月 15 日

特定非営利活動法人乙訓もも

設立代表者 氏名 島田 敏充

設立当初の事業年度の事業計画書  
法人設立日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人乙訓もも

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤の確立を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名                                         | 事業内容         | 実施予定日時 | 実施予定場所  | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|------------------------------------------------|--------------|--------|---------|----------|----------------|-----------|
| (1) ひきこもり・不登校の青少年とその家族への包括的支援事業                | 青少年への相談支援等   | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 不特定多数の青少年      | 3650      |
| (2) 生活困窮者への包括的支援事業                             | 生活困窮者への生活支援等 | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 不特定多数の生活困窮者    | 4000      |
| (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 就労継続支援B型事業   | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 一日/利用者15名      | 18500     |
| (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業                 | 放課後等デイサービス事業 | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
| (5) 学童保育に関する事業                                 | 学童保育事業       | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
| (6) 託児サービス、子育て相談、教育支援等の子育て支援事業                 | 託児所事業        | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
|                                                |              |        |         |          |                | (計 26150) |

(2) その他の事業

| 定款の事業名    | 事業内容                                    | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|-----------|-----------------------------------------|--------|--------|----------|----------------|-----------|
| (7) その他事業 | ・カフェ運営<br>・農産物の生産加工販売<br>・食品製品の生産加工販売など | なし     | なし     | なし       | なし             | 0         |
|           |                                         |        |        |          |                | (計 0)     |

令和9年度事業計画書  
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人乙訓もも

1 事業実施の方針

これまで行ってきた活動を継続しつつ、活動の幅を徐々に広げる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の事業名                                         | 事業内容         | 実施予定日時 | 実施予定場所  | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|------------------------------------------------|--------------|--------|---------|----------|----------------|-----------|
| (1) ひきこもり・不登校の青少年とその家族への包括的支援事業                | 青少年への相談支援等   | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 不特定多数の青少年      | 4200      |
| (2) 生活困窮者への包括的支援事業                             | 生活困窮者への生活支援等 | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 不特定多数の生活困窮者    | 5300      |
| (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 就労継続支援B型事業   | 通年     | 本法人事業所内 | 約6名      | 一日/利用者15名      | 19200     |
| (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業                 | 放課後等デイサービス事業 | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
| (5) 学童保育に関する事業                                 | 学童保育事業       | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
| (6) 託児サービス、子育て相談、教育支援等の子育て支援事業                 | 託児所事業        | なし     | なし      | なし       | なし             | 0         |
|                                                |              |        |         |          |                | (計 28600) |

(2) その他の事業

| 定款の事業名    | 事業内容                                    | 実施予定日時 | 実施予定場所 | 従事者の予定人数 | 受益対象者の範囲及び予定人数 | 支出見込額(千円) |
|-----------|-----------------------------------------|--------|--------|----------|----------------|-----------|
| (7) その他事業 | ・カフェ運営<br>・農産物の生産加工販売<br>・食品製品の生産加工販売など | なし     | なし     | なし       | なし             | 0         |
|           |                                         |        |        |          |                | (計 0)     |

設立当初の活動予算書  
法人設立日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人乙訓もも  
(単位：円)

| 科目                                             | 特定非営利活動に係る事業 | その他の事業 | 合計         |
|------------------------------------------------|--------------|--------|------------|
| <b>I 経常収益</b>                                  |              |        |            |
| 1. 受取会費                                        |              |        |            |
| 正会員受取会費                                        |              |        |            |
| 賛助会員受取会費                                       |              |        |            |
| 2. 受取寄附金                                       |              |        |            |
| 受取寄附金                                          |              |        |            |
| 3. 受取助成金等                                      |              |        |            |
| 補助金                                            |              |        |            |
| 4. 事業収益                                        |              |        |            |
| (1) ひきこもり・不登校の青少年とその家族への包括的支援事業                | 9,000,000    |        |            |
| (2) 生活困窮者への包括的支援事業                             | 4,200,000    |        |            |
| (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 | 18,000,000   |        |            |
| (4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業                 |              |        |            |
| (5) 学童保育に関する事業                                 |              |        |            |
| (6) 託児サービス、子育て相談、教育支援等の子育て支援事業                 |              |        |            |
| (7) その他の事業                                     |              |        |            |
| 5. その他収益                                       |              |        |            |
| 受取利息                                           |              |        |            |
| 運営準備金                                          |              |        |            |
| 経常収益計                                          | 31,200,000   | 0      | 31,200,000 |
| <b>II 経常費用</b>                                 |              |        |            |
| 1. 事業費                                         |              |        |            |
| (1) 人件費                                        |              |        |            |
| 給料手当                                           | 14,000,000   |        |            |
| 法定福利費                                          | 3,500,000    |        |            |
| 福利厚生費                                          | 100,000      |        |            |
| 雑給与                                            | 900,000      |        |            |
| 人件費計                                           | 18,500,000   |        |            |
| (2) その他経費                                      |              |        |            |
| 事務費                                            | 3,000,000    |        |            |
| 消耗品費                                           | 450,000      |        |            |
| 修繕費                                            | 300,000      |        |            |
| 運営諸費                                           | 2,000,000    |        |            |
| その他運営費                                         | 1,900,000    |        |            |
| その他経費計                                         | 7,650,000    |        |            |
| 事業費計                                           | 26,150,000   | 0      | 26,150,000 |
| 2. 管理費                                         |              |        |            |
| (1) 人件費                                        |              |        |            |
| 役員報酬                                           |              |        |            |
| 給料手当                                           |              |        |            |
| 法定福利費                                          |              |        |            |
| 福利厚生費                                          |              |        |            |
| 人件費計                                           | 0            |        |            |
| (2) その他経費                                      |              |        |            |
| 光熱費                                            | 600,000      |        |            |
| 支払手数料                                          | 450,000      |        |            |
| 事務所賃貸料                                         | 3,000,000    |        |            |
| その他経費計                                         | 4,050,000    |        |            |
| 管理費計                                           | 4,050,000    | 0      | 4,050,000  |
| 経常費用計                                          | 30,200,000   | 0      | 30,200,000 |
| 当期経常増減額                                        | 1,000,000    | 0      | 1,000,000  |
| <b>III 経常外収益</b>                               |              |        |            |
| 1. 固定資産売却益                                     |              |        |            |
| 経常外収益計                                         | 0            | 0      | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>                                |              |        |            |
| 1. 過年度損益修正損                                    |              |        |            |
| 経常外費用計                                         | 0            | 0      | 0          |
| 経理区分振替額                                        | 1,000,000    | 0      | 1,000,000  |
| 当期正味財産増減額                                      | 1,000,000    | 0      | 1,000,000  |
| 設立時正味財産額                                       | 0            | 0      | 0          |
| 次期繰越正味財産額                                      | 1,000,000    | 0      | 1,000,000  |

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい（表示例はP155の様式例を参照）。

(法第10条第1項第8号)

令和9年度 活動予算書  
令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人乙訓もも  
(単位:円)

| 科目                                                                                                                                                                                                                     | 特定非営利活動に係る事業                                              | その他の事業 | 合計         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------|------------|
| <b>I 経常収益</b>                                                                                                                                                                                                          |                                                           |        |            |
| 1. 受取会費<br>正会員受取会費<br>賛助会員受取会費                                                                                                                                                                                         |                                                           |        |            |
| 2. 受取寄附金<br>受取寄附金                                                                                                                                                                                                      |                                                           |        |            |
| 3. 受取助成金等<br>補助金                                                                                                                                                                                                       |                                                           |        |            |
| 4. 事業収益<br>(1) ひきこもり・不登校の青少年とその家族への包括的支援事業<br>(2) 生活困窮者への包括的支援事業<br>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業<br>(4) 児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援事業<br>(5) 学童保育に関する事業<br>(6) 託児サービス、子育て相談、教育支援等の子育て支援事業<br>(7) その他の事業 | 9,000,000<br>4,200,000<br>26,400,000                      |        |            |
| 5. その他収益<br>受取利息<br>運営準備金                                                                                                                                                                                              |                                                           |        |            |
| 経常収益計                                                                                                                                                                                                                  | 39,600,000                                                | 0      | 39,600,000 |
| <b>II 経常費用</b>                                                                                                                                                                                                         |                                                           |        |            |
| 1. 事業費<br>(1) 人件費<br>給料手当<br>法定福利費<br>福利厚生費<br>雑給与                                                                                                                                                                     | 14,400,000<br>3,600,000<br>200,000<br>1,000,000           |        |            |
| 人件費計                                                                                                                                                                                                                   | 19,200,000                                                | 0      | 19,200,000 |
| (2) その他経費<br>事務費<br>消耗品費<br>修繕費<br>運営諸費<br>その他運営費                                                                                                                                                                      | 3,500,000<br>600,000<br>500,000<br>2,500,000<br>2,300,000 |        |            |
| その他経費計                                                                                                                                                                                                                 | 9,400,000                                                 | 0      | 9,400,000  |
| 事業費計                                                                                                                                                                                                                   | 28,600,000                                                | 0      | 28,600,000 |
| 2. 管理費<br>(1) 人件費<br>役員報酬<br>給料手当<br>法定福利費<br>福利厚生費                                                                                                                                                                    |                                                           |        |            |
| 人件費計                                                                                                                                                                                                                   | 0                                                         | 0      | 0          |
| (2) その他経費<br>光熱費<br>支払手数料<br>事務所賃貸料                                                                                                                                                                                    | 750,000<br>650,000<br>3,000,000                           |        |            |
| その他経費計                                                                                                                                                                                                                 | 4,400,000                                                 | 0      | 4,400,000  |
| 管理費計                                                                                                                                                                                                                   | 4,400,000                                                 | 0      | 4,400,000  |
| 経常費用計                                                                                                                                                                                                                  | 33,000,000                                                | 0      | 33,000,000 |
| 当期経常増減額                                                                                                                                                                                                                | 6,600,000                                                 | 0      | 6,600,000  |
| <b>III 経常外収益</b>                                                                                                                                                                                                       |                                                           |        |            |
| 1. 固定資産売却益                                                                                                                                                                                                             |                                                           |        |            |
| 経常外収益計                                                                                                                                                                                                                 | 0                                                         | 0      | 0          |
| <b>IV 経常外費用</b>                                                                                                                                                                                                        |                                                           |        |            |
| 1. 過年度損益修正損                                                                                                                                                                                                            | 0                                                         | 0      |            |
| 経常外費用計                                                                                                                                                                                                                 | 0                                                         | 0      | 0          |
| 経理区分振替額                                                                                                                                                                                                                | 6,600,000                                                 | 0      | 6,600,000  |
| 当期正味財産増減額                                                                                                                                                                                                              | 6,600,000                                                 | 0      | 6,600,000  |
| 前期繰越正味財産額                                                                                                                                                                                                              | 1,000,000                                                 | 0      | 1,000,000  |
| 次期繰越正味財産額                                                                                                                                                                                                              | 7,600,000                                                 | 0      | 7,600,000  |

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP155の様式例を参照)。